

# 2026年度 短期免許申請ガイダンス

JRA 審判部免許課

2026年2月1日 改定

【対象者】 外国の競馬統括機関に免許されている騎手(見習騎手は不可)

【人数枠】 同時期に平地騎手5名 / 障害騎手2名(※障害騎手は東西各1名以内)まで

【受付】 原則 申請順 (毎週木曜日正午締め)

○ 希望免許期間初日の60日前から起算して最初の木曜日から受付を開始します。

それ以前に提出された書類については、受付開始日をもって受理したものとします。

○ 申請者が人数枠を超えた場合は審査のうえ、選考を行います。

《特定期間の設定について》 下記期間は締切日を別に定め、審査・選考を行います。

【対象となる免許期間】

【申請締切日】

① 秋季	2026年10月19日(月) ~ 12月31日(木)	2026年9月3日(木)正午
② 年始	2027年1月1日(金) ~ 2月28日(日)	2026年11月5日(木)正午

※ 特定期間を跨ぐ申請については、期間を分けてそれぞれ審査します。

※ 申請後やむを得ない事情により申請期間の変更等が生じた場合には、

速やかに免許課までご連絡ください。

但し、免許交付の予定が決定した後の変更は、

次回申請審査時にペナルティが科されることがありますので、ご注意ください。

## I. 短期免許取得要件

《平地免許》 ※申請時に、以下 a ~ c いずれかの条件を満たすこと

### a. リーディング順位

本拠地	リファレンス	必要な実績
米国 (USA)	北米賞金リーディング	過去2シーズンのうちのいずれかで5位以内
加国 (CAN)		【女性】過去2シーズンのうちのいずれかで女性1位 但し、10勝以上かつ全体リーディング50位以内
英国 (GB)	国別リーディング	過去2シーズンのうちのいずれかで5位以内
仏国 (FR)	(勝利度数)	【女性】過去2シーズンのうちのいずれかで女性1位 但し、10勝以上かつ全体リーディング50位以内
愛国 (IRE)	国別リーディング (勝利度数)	過去2シーズンのうちのいずれかで3位以内 【女性】過去2シーズンのうちのいずれかで女性1位 但し、10勝以上かつ全体リーディング30位以内
香港 (HK)	国別リーディング (勝利度数)	過去2シーズンのうちのいずれかで3位以内 【女性】過去2シーズンのうちのいずれかで女性1位 但し、10勝以上かつ全体リーディング10位以内
豪州 (AUS)	NSWまたはVICの メトロポリタン競馬 リーディング(勝利度数)	過去2シーズンのうちのいずれかで3位以内 【女性】過去2シーズンのうちのいずれかで女性1位 但し、10勝以上かつ全体リーディング30位以内

獨国 (GER)	国別リーディング (勝利度数)	過去2シーズンのうちのいずれかで1位
新国 (NZ)		<b>【女性】</b> 過去2シーズンのうちのいずれかで女性1位 但し、10勝以上かつ全体リーディング10位以内
その他の 国・地域	国別リーディング (勝利度数)	過去2シーズンのうちのいずれかで1位 <u>かつ</u> 当該年または過去2年でインターナショナル・ カタロギング・スタンダーズのパートIに 定めるG1競走に優勝していること

### b. 指定G1勝利度数

以下の条件1～3に定めるG1競走を**2勝以上**していること：

条件1： 過去2年 **[2024, 2025]** にIFHA(国際競馬統括機関連盟)が発表した

「世界のトップ100G I 競走」(ランキング入りした年の競走に限る)

※ IFHA HP (<https://www.ifhaonline.org>)「Racing」

⇒「Top 100 G1 Races」からご確認ください。

2024 <https://www.ifhaonline.org/resources/WTGradedRanking/LWGRank.asp?batch=8>

2025 <https://www.ifhaonline.org/resources/WTGradedRanking/LWGRank.asp?batch=10>

条件2： 当該年の競走であって

過去2年ともに「世界のトップ100G I 競走」にランキング入りしている競走

※2024年・2025年に2年連続してトップ100に入っている競走の2026年の競走を指す。

ただし、2026年のランキングに入らなかった場合は、2027年以降対象外とする。

条件3： 当該年または過去2年の 本会のGI競走(日本国内で施行された競走に限る)

**【女性】** 当該年または過去2年でインターナショナル・カタロギング・スタンダーズの  
パートIに定めるG1競走を**1勝以上**していること

### c. ワールドオールスタージョッキーズ 騎手表彰順位

○ 当該年または過去2年で、ワールドオールスタージョッキーズ騎手表彰順位 5位以内

**《障害免許》** ※申請時に以下の条件を満たすこと(但し、免許は同時期に東西各1名以内)

○ 本拠地において過去2シーズンのうちのいずれかでリーディング3位以内

## II. 短期免許申請の流れ

### 馬主・調教師・外国騎手(その他連絡担当者)

免許課 or トレセン公正室 or 駐在員事務所へ問合せ(申請書取得)

連絡者は【申請に必要な騎乗実績】および  
「3. その他」について事実関係を  
騎手本人に確認するとともに、  
自らも必要な情報収集をしてください。

JRA

(免許課)  
条件を満たしているか調査・  
照会し回答

短期免許申請書類を免許課 or トレセン公正室 or 駐在員事務所へ提出  
(①～⑥を揃えて提出 / ⑦～⑪の提出期限は受付時にお知らせします)

- ① 騎手免許申請書 ※写真貼付(4cm×3cm、上半身無帽、撮影後半年以内)
- ② 進上金に関する契約書の写し ※原本(2部)は馬主と騎手が所持。写しをJRAに提出
- ③ 所属する競馬統括機関が発行する騎手免許証の写し
- ④ 旅券(パスポート)の写し
- ⑤ 外国騎手身元引受確約書 (調教師の署名・捺印)
- ⑥ 就労ビザ取得関係書類交付申請書 (在留資格認定証明書申請用)
- ⑦ 薬物に関する誓約書および薬のリスト【来日前ver.】
- ⑧ 概ね1年以内に取得した健康診断書  
※外国での診断書でも可、ただし日本語または英語のものに限る
- ⑨ 【通訳関連書類】
  - (1)業務区域内立ち入り許可・写真付通行章交付申請書
  - (2)身分証明書の写し
  - (3)履歴書 ※初回のみ
- ⑩ 騎乗依頼仲介者申請書 ※使用する場合
- ⑪ バレット申請書 ※使用する場合

※同時期に複数騎手の契約馬主・身元引受調教師・通訳となることはできません。

JRA発行の入国理由書・競走馬登録馬所有証明書  
・登記簿謄本・法人税納税証明書・決算公告

日本語による十分な意思疎通が可能と  
本会が認めた騎手以外は通訳の帯同が  
必須になります

審査・選考後、ビザ申請に必要な書類を  
馬主 or 調教師 or 連絡者へ送付

法人の場合は登記簿謄本、法人の社員であることを  
証明する書類も必要

### 入国管理局で『在留資格認定証明書』を申請(2-2)

- ① 在留資格認定証明書交付申請書 ※馬主がインターネット等で入手し、必要箇所を記入
- ② 代理申請者の納税額を証明する納税証明書または確定申告書の写し ※馬主が用意
- ③ 旅券(パスポート)の写し ※騎手が用意
- ④ 騎手本人の写真2枚(4cm×3cm、正面、撮影後半年以内) ※騎手が用意
- ⑤ 所属する競馬統括機関が発行する騎手免許証の写し ※騎手が用意
- ⑥ 騎手本人の履歴書 (騎手免許申請書の写しでも可) ※騎手が用意
- ⑦ 進上金に関する契約書の写し ※馬主が用意
- ⑧ 短期免許申請後、JRAから交付された『就労ビザ取得関係書類』一式

入国管理局で『在留資格認定証明書』の  
交付を受け、騎手に送付

騎手本人が証明書に『ビザ(興行)申請書』と  
『旅券』を添えて在外公館(現地日本大使館)に  
就労ビザを申請(交付まで概ね1週間)

臨時試験(面接)実施日時・場所を  
調教師 or 連絡担当者と調整

競馬施行規程第44条第1項ただし書きに定める臨時試験(面接)

参加者:騎手本人、身元引受調教師、通訳

※初免許者は本部、2回目以降は本部またはトレセン公正室で実施

○ 各種書類の確認・提出

就労ビザ(写)、クリアランス、薬物に関する誓約書【来日後】、薬のリスト【来日後】、  
最低負担重量に関する誓約書等

○ 競走ルール、調整ルーム、ドーピング検査、消費税等の説明

○ 写真撮影(騎手免許証およびホームページ用)

○ 免許手数料(3,000円)の支払い 等

トレセンにて、各種手続き

○ 通行証作成(保安課)

○ 調教騎乗の諸手続き(業務課) ※免許期間前に調教騎乗する場合

○ 健康診断受診

○ 銀行口座登録の諸手続(会計課) 等

### III. 注意事項

#### ① 短期免許を交付しない者

- ◆ 本邦内外における素行、言動、制裁の状況等から判断して、  
本会競馬の公正かつ安全な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる者

- ◆ 本会競走において過去1年間に複数回騎乗停止処分を受けた騎手  
および本会競走における暦年の制裁点数が30点を超えた騎手は、  
その時点で交付している免許の期間終了日の翌日から起算して  
1年間は短期免許を交付しません。

- ◆ 違法薬物その他不正事案に関係した者

- ◆ 正当な理由なく以下のいずれかに該当した者

- ・免許される期間の確定後に当該期間を短縮し、又は申請を取下げた
- ・免許期間において本会が開催する競馬での騎乗を全うしなかった

}

**当該年度及び次年度は短期免許を交付しません**

#### ② 短期免許の期間について

- ◆ 暦年で**3か月**を超える免許期間となる申請は受け付けません。

なお、免許期間を分割して取得する場合は1か月単位で認めるものとし、  
1か月に満たない期間がある場合は、これを1か月とみなします。

- ◆ 新規申請者については、暦年で**2か月**を超える免許期間となる申請は受け付けません。

- ◆ 本会競走において騎乗停止処分を受けた騎手

および本会競走における暦年の制裁点数が15点を超えた騎手は、  
翌年の免許期間は暦年で2か月以内とします

※ 短期免許期間内の開催が中止となり、同期間外に延期される場合であって、

下記の条件に合致する場合は、短期免許とは別に延期日のみ有効の免許を取得するための  
臨時試験を行うことがあります。

- ・騎乗予定のある開催が中止となった場合
- ・延期日が同じ節の免許の有効期間後の日に変更される場合

※“同じ節”とは直近火曜日までの日。中止日が12月28日の場合は、12月30日までの日

**最終的な免許の可否(臨時試験の合否)および期間は、  
『調教師騎手免許試験委員会』にて判定します。**